

番号	御意見等の概要	御意見に対する考え方
外国人住民関係		
1	<p><政令案について> 政令案第30条の27の住民基本台帳カードの有効期間が適用される外国人住民については、政令案第30条の18の規定を適用する場合は、特例を設けるべきではないか。</p>	<p>外国人住民についても、在留期間が満了前に更新される場合があり、その場合には新たな在留カードが発行されることから、当該在留カードに基づき新たな住民基本台帳カードを発行する場合が見込まれること、住民基本台帳カードの追記欄の余白がなくなったときその他市町村長が特に必要と認めるときには、外国人住民についても政令案第30条の18の規定が適用される場合があることから、特例を設ける必要はないものと考えます。</p>
2	<p><政令案について> 政令案第30条の27の規定に「2 前項の規定は、再交付された住民基本台帳カードの有効期間について準用する」規定を設けてはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、政令案を修正いたしました。</p>
3	<p><省令案について> 政令案第37条の27の表の下欄中「総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類」を規定する規定がないのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、省令案を修正いたしました。</p>
4	<p><省政令案について> 法第30条の51の規定により法第12条の4第1項の規定を読み替えて適用する場合、読替え後の規定中「総務省政令案で定めるところにより」、「総務省政令案で定める書類」と規定されているが、規則中に必要な規定が見当たらないのではないか。</p>	<p>法第30条の51により読替えを行った法第12条の4第1項に規定する総務省令に委任した事項については、外国人住民に係る特例を改めて規定する必要はないものと考えています。</p>
5	<p><省令案について> 省令案第48条第2号中「法第9条第2項に規定する戸籍に関する届書、申請書その他の書類又は同項の規定による通知に係る書面」を「戸籍に関する届書、申請書その他の受理された書類又は法第9条第2項の規定による通知に係る書面」と修正してはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、省令案を修正いたしました。</p>
6	<p><外国人住民票に記載される漢字について> 中国、台湾、韓国人などの氏名については、漢字表記とすべきである。日本での正字を使用すべき。入管法での在留カード記載の氏名表記と同様にするとと思われるが、その理解でよいか。</p>	<p>外国人に係る住民票の氏名表記については、原則として、在留カード又は特別永住者証明書の記載にならうことを予定しています。在留カード等における氏名表記は、原則としてアルファベット表記ですが、漢字(正字)による表記も可能とする予定と承知しています。</p>
7	<p><外国人住民基本台帳カード及び公的個人認証サービスの電子証明書について> 交付の時期、施行日を明示するよう要望する。住民基本台帳法改正施行時には交付すると解するがその理解でよいか。公的個人認証サービスで外国人住民への発行開始時期はいつになるか明示すべき。</p>	<p>住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「改正法」という。)附則第9条及び附則第22条に基づき、外国人住民に対する住民基本台帳カード、公的個人認証サービスに係る規定の適用は、改正法附則第1条中の「第1号施行日」から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日までは適用しないこととされており、施行日等について規定する政令を別途公布する予定です。</p>
8	<p><外国人住民基本台帳カードの返納義務について> 住民基本台帳カードの有効期間が経過するとそのカードは返納義務があるのか。</p>	<p>改正後の住基法第30条の44第9項で、有効期間が満了した住民基本台帳カードはその効力を失うとされ、同条第10項で有効期間が満了した場合には、住所地市町村への返納義務が課せられます。</p>

9	<p><特定事務受任者による外国人住民票の写しの交付請求について> 当然として請求できると解するが、それによろしいか。あわせて、政令案15条の3第2項における「記載事項」も当然に請求できると解するが、それによろしいか。</p>	<p>特定事務受任者による外国人住民の住民票の写しの交付請求は、法第12条の3第2項に基づき請求することができるものと解されます。この場合においては、住民票の写しで基礎証明事項のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものを請求することができます。政令案第15条の3第2項については、住民票の広域交付における住所地市町村長から交付地市町村長への通知事項を規定したものであり、特定事務受任者が請求できる住民票の写しの記載事項を規定したものではありません。</p>
10	<p><仮住民票について> 仮住民票に関する規定はしないのか。 (仮住民票の記載等に関する調査権や職権記載等など)</p>	<p>政令案の附則で規定しております。</p>
11	<p><省令案について:第48条第1号> 法第30条の49において、世帯変更届(法25条に規定する届出)をする場合、外国人世帯主との続柄を証する書類を添付しなければならないとされているにもかかわらず、省令で当該書類の提出を要しないと規定するのは法律に反することにならないか。もし、法律に反することにはならないとした場合、世帯変更届のみに限定しなくてもよいと思う。</p>	<p>改正法第30条の49ただし書で、添付義務が免除される場合について政令へ委任し、政令案第30条の26で規定しているところです。同条では、添付義務を免除する場合として、世帯変更届以外の場合も規定しております。</p>
12	<p><省令案について:第48条> 世帯変更届(法25条に規定する届出)において、外国人世帯主との親族関係に変更がない場合、外国人世帯主との続柄を証する書類を添付しなくてもよいのではないか。 ⇒ 主(母)と子の2人世帯において、子が世帯主となる世帯変更届が提出された場合、旧世帯主の続柄は必然的に「母」となる。</p>	<p>御指摘のケースを想定して、省令案48条第1号を規定しているところです。</p>
13	<p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(附則)第60条(検討)には、仮放免者に対する措置を検討する旨が盛り込まれており、住民基本台帳法の一部を改正する法律(附則)第23条も同様の規定を設けて必要な措置を講ずることとしているにもかかわらず、政令案および省令案においては仮放免者への対応策が触れられていない。仮放免者が従来受けられていた住民としての最低限度の権利すら受けられず、また義務も果たせない可能性が出てくる(例:「国民健康保険の被保険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の受給者」等)ことから、外国人住民に対し、基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度制定及び外国人住民の利便性向上という住民基本台帳の一部を改正する法律の制定目的に反するものと思われる。よって、仮放免者も住民基本台帳へ記載すべきと考える。仮放免者のうち、とりわけ、日本政府へ対して難民認定申請を行いその結果を待っている者については、待機期間が約1年に上ること、を理由に住民基本台帳への加入が実現されるべきである。</p>	<p>住民基本台帳の適用対象となる外国人住民の範囲については、法律において規定されている事項です。 また、住民基本台帳法の一部を改正する法律の附則第23条における必要な措置は、必ずしも政省令によるべきものとは規定されておられません。</p>

住民基本台帳カード関係		
14	<p><政令案について:第24条の3第7項> 転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項として、政令案第24条の3第7項で、「住民基本台帳カードの発行の日」が規定されているが、この「発行の日」は、住民基本台帳カードに記載されているものではなく、いつになったのかは、当該市町村においてもシステムを通じて把握できないものである。 また、住民基本台帳カードの有効期限は発行の日から10年とされているが、カードの有効期限が通知されるのであれば発行の日を通知する必要はないと考えられる。</p>	<p>住民基本台帳カードの有効期限は住民基本台帳カードの発行の日から10年とされているため、住民基本台帳カードの発行の日は有効期限を管理する上で必要な事項となります。 また、住民基本台帳カードの発行の日に住基ネットのシステムにおいて管理されており、改正法の施行後は転入地市町村に通知することがシステムを通じて可能となります。</p>
15	<p><省令案について:第7条の2> 省令案第7条の2中「その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項」とは、具体的にどのような事項か。住民基本台帳カードに関する事項は、重要な個人情報であり、このような概括条項による規定は許されず、具体的な事項を列挙するべきではないでしょうか。このような不明確な規定では、市町村長においてどのような事項を通知したらよいかははっきり分からず、地方自治の侵害が生じる。 もし、カード管理のためのIT技術的な事項の漏れをおそれているのであれば、そのような個人情報に関しない技術的な事項については、法令によって市町村長に通知を義務付ける必要はなく、市町村長の自主的な判断により通知するかしないか決定すれば足りると思われる。</p>	<p>省令案第7条の2中「その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項」とは、転入地市町村において住民基本台帳カードを適切に管理するために技術的に必要となる事項であり、省令の規定で十分に限定されているものと考えます。 また、具体的な通知事項については、別途市町村長にお知らせする予定です。 なお、市町村によって通知事項が異なると、住民基本台帳カードを適切に管理することができなくなるため、各市町村から通知される事項は統一することが必要です。</p>
16	<p><住民基本台帳カード、住基ネットについて> 住民基本台帳カードに関しては、あまり活用がされていないのではないかと。 住基ネット離脱団体があると思うが、説得はしないのか。 住基ネットについては、現在、データの整合性がとれているかわからないが、その上に、外国人のデータを結合してしまうのか。最終的にはすべてのデータが必要となるため、二度手間になるようなことは避けて頂きたい。</p>	<p>住民基本台帳カードについては、今後ともその普及促進に努めてまいります。 また、現在、東京都国立市及び福島県矢祭町の2団体のみが住基ネットに不参加となっていますが、平成21年度には総務省から両都県知事に是正の要求の指示を行い、両都県知事から両団体に是正の要求が行われたところであり、両団体には違法状態を是正する法的な義務が生じているところです。 住基ネットにおいては、現在、住民の氏名・住所等の本人確認情報が適切に保存されているところであり、外国人住民の本人確認情報が保存されることとなってもデータの不整合などの問題が生じることはないものです。</p>
17	<p><住民基本台帳カードの失効事由について> 住民基本台帳カードを本人確認書類として取り扱うにあたり、住民基本台帳カード記載事項を最新のものに保つことは重要な事項である。 ついては、今回の法令改正に伴い上記をより確実なものとするべく、例えば、住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出入から一定期間のうちに転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出しなかった場合にも住民基本台帳カードを失効とする等の措置を講じて頂きたい。</p>	<p>転入地市町村長に住民基本台帳カードを提出しない場合には、当該住民基本台帳カードは住基ネットシステム上使用することができないことから、転入地市町村長に住民基本台帳カードの提出をせず一定期間経過をした場合には当該住民基本台帳カードが失効するよう政令案を修正いたしました。</p>
18	<p><政令案について:第30条の12> 「記録」を「記載」に変更した意義について説明してください。</p>	<p>改正後の住民基本台帳法第30条の44第1項において住民基本台帳カードの表面記載事項(氏名等)と内部記録事項(住民票コード)が区別して規定(表面記載事項:カードへ記載、内部記録事項:カードへ記録)されたことから、住民基本台帳法施行令においても、住民基本台帳カードの表面記載事項となるものについては「記録」ではなく「記載」という表現に変更したものです。</p>

注1) いただいた御意見については、とりまとめの都合上、適宜要約させていただいております。
注2) いただいた御意見については、総務省自治行政局住民制度課において、閲覧に供します。